

文化会館整備基本構想策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1. 業務名称

文化会館整備基本構想策定支援業務

2. 業務目的

文化会館整備基本構想策定支援業務委託(以下、本業務という)は、高砂市の文化を取り巻く背景を踏まえ、「高砂市文化会館のあり方」において整理された基本的な考え方を基に、文化芸術活動の拠点施設である文化会館に求められている機能や目指すべき方向性を整理し、基本構想としてまとめるため、仕様書に基づき、必要な支援等を実施するものとする。

3. 委託内容

(1)仕様書

別紙「文化会館整備基本構想策定支援業務委託共通仕様書」及び「文化会館整備基本構想策定支援業務委託特記仕様書」のとおりとする。

(2)履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月末日まで

(3)提案の予算額(契約上限額)

14,960,000円(消費税及び地方消費税を含む)

4. 発注方法

本業務は、公募型プロポーザルにより受託者を決定することとし、公募型プロポーザルは本募集要項に基づき実施することとする。

5. スケジュール

募集から契約締結までのスケジュールは次のとおりとする。

令和8年 4月15日(水)	募集要項の公表
4月15日(水)から4月20日(月)	質問受付期間
4月23日(木)予定	質問回答(市ホームページに掲載)
4月23日(木)～5月11日(月)	提出書類受付
5月18日(月)予定	プレゼンテーション審査
5月22日(金)	審査結果の公表・通知
6月1日(月)予定	契約締結

6. プロポーザル提案者の参加資格

本業務の公募型プロポーザル方式による受託者の選定に参加することができる者(以下「プロポーザル提案者」という。)は、法人又は法人がグループを構成する団体で次に掲げる条件を全て満たすものとする。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 高砂市契約規則(平成7年高砂市規則第 3 号)第 20 条第 2 項に規定する指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること又は名簿に登録されていない者は、次の表に掲げる書類を提出するものであること。

番号	提出書類	仕様
1	登録事項証明書(写し可)	公告の日以降に証明されたもの
2	国税の納税証明書(その3の3) (写し可)	公告の日以後に法人税並びに消費税及び地方消費税について証明されたもの
3	決算報告書(財務諸表)	直近 1 年間のもの

ウ 高砂市指名停止基準(平成6年高砂市訓令第 13 号)に基づく指名停止を受けていない者であること。

エ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成 24 年高砂市条例第5号)に基づく、自らが暴力団等に該当しない者であること。

オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 本業務と同種又は類似の業務について、過去 5 年間(令和3年度から令和7年度まで)において、地方公共団体と契約し完了した業務実績を有する者であること。

キ 業務委託仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

ク 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001(プライバシーマーク取得)に審査登録していること。

※作業着手前にそれを証明する書類(認定証の写し)を発注者に提出するものとする。

7. 提出書類

プロポーザル提案者は、以下の書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式第 1 号)
- ② 法人の概要(任意様式)
- ③ 誓約書(様式第 2 号)、業務実績(様式第 3 号)
- ④ 配置予定技術者調書(任意様式) 業務に必要な知識、経験等を有することを記載すること。
- ⑤ 企画提案書(任意様式)

用紙はA4版で10枚まで(表紙を除く。)

企画提案書には提案者が特定できる表記及びマーク、社章等は記入しないこととする。

本募集要項「別紙1 文化会館整備基本構想策定支援業務委託プロポーザル評価表」に示す提案内容1~3に沿った提案とすること。

- ⑥ 業務実施体制(様式第 4 号)

⑦ 業務工程表(任意様式)

⑧ 見積書(任意様式・内訳書添付)

※①から⑧の順序でインデックスを付け、簡易なA4ファイルに綴じること。

(2)提出部数

①～④は正本1部

⑤～⑧は10部(正本1部、副本9部)

(3)受付期間

令和8年4月23日(木)から5月11日(月)まで

※受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。なお、いかなる理由においても提出期限後の到着は受け付けない。

(4)提出先及び問い合わせ先

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1

高砂市役所 協働部 文化振興課 文化会館基本構想担当

電話番号:079-441-8840 (直通) 担当: 澤田・麻

(5)提出方法

持参または郵送(宅配便可)とする。5月11日(月)午後5時必着とする。

持参の場合は、書類の確認を行うため、事前に来庁時間を予約すること。

郵送(宅配便)の場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

(6)参加辞退

書類提出後に参加を辞退する場合は、令和8年5月15日(金)午後5時までに事務局あてに参加辞退届(様式任意)を提出すること。

8. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに係る質問は、以下のとおり受け付ける。

(1)質問方法

質疑書(様式第5号)を記入した上で、電子メールアドレスで提出するものとする。電話等口頭による個別の対応は一切行わない。

(2)電子メールアドレス

tact7430@city.takasago.lg.jp

(3)電子メールの件名

文化会館整備基本構想策定支援業務委託プロポーザル質疑について(法人名)

(4)質問受付期間

令和 8 年4月 15日(水)から4月20日(月)午後5時まで

(5)質問の回答

令和 8 年4月23日(木)に高砂市ホームページに掲載することにより回答する。

9.プレゼンテーション審査の実施

以下のとおり、プレゼンテーション審査を実施する。

(1)日程

令和8年5月18日(月)予定

※審査時間については別途連絡する。

(2)実施場所

高砂市役所

※審査場所の詳細は別途連絡する。

(3)文化会館整備基本構想策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会の設置

優先交渉権者の選定のため、市職員を委員とする文化会館整備基本構想策定業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(4)審査方法

プレゼンテーションについては、プロポーザル提案者からの説明30分以内、委員会からの質疑に対するプロポーザル提案者の応答等20分以内とし、評価基準に基づき点数評価し、合計点が最も高かった者を優先交渉権者とする。ただし、審査の結果において合計点が総評価得点の6割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。また、最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を優先交渉権者とする。

なお、プレゼンテーションは非公開とし、会議内容、評価内容についても公表しない。

(5)出席者等

プロポーザル提案者の会場への出席者は3名以内とする。なお、プレゼンテーションを行う者は、本業務に携わる担当者とし、総括責任者、業務担当責任者は出席すること。説明は、提出した企画提案書に記述された文章、図、イラスト等の範囲内で行うこととし、追加資料の配布や使用は一切認めない。

(6)機器等

スクリーン、プロジェクター、接続用HDMIは会場に用意するが、PC、その他必要機器については、各プロポーザル提案者が用意するものとする。

(7) 評価基準

別紙1「文化会館整備基本構想策定支援業務委託プロポーザル評価表」のとおりとする。

(8) 審査結果

審査結果については、全てのプロポーザル提案者に後日電子メールで通知する。通知する内容は、当該提案者に関する結果のみとする。また、高砂市ホームページにおいて選定結果及び優先交渉権者の事業者名等を公表する。なお、審査結果についての質問及び異議等は受け付けないものとする。

10. 契約締結

市と、優先交渉権者は、企画提案書の内容に基づき協議を行い、協議が整い次第、市長は優先交渉権者を受託者として決定し、随意契約の方法により契約手続を行う。なお、協議が整わない場合、次点交渉権者と協議により契約を締結することができる。

受託者は、高砂市契約規則(平成7年高砂市規則第3号)第30条の規定により、契約金額が500万円以上となる場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を市に納めなければならない。(原則として履行保証保険へ加入することとし、これをもって保証金の納付に代える。)

11. 注意事項

- ① 提出書類は、返却しない。
- ② 本プロポーザル実施に関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。
- ③ 提出書類のうち、提案者の信用情報、ノウハウ等が含まれるもの以外については、高砂市情報公開条例(平成12年高砂市条例第33号)に基づき、公表する場合がある。
- ④ 本市の都合又はプロポーザルを公平に執行することができないと認めるときその他やむを得ない事情により、プロポーザルを変更又は中止する場合がある。その場合において、提案者は、応募に関する一切の経費を市に請求できないものとし、異議申し立てをすることもできないものとする。

12. 事務局連絡先

7.(4)の提出先及び問い合わせ先のとおり

別紙1

文化会館整備基本構想策定支援業務委託プロポーザル評価表

(合計 110 点)

		評価項目	着眼点	配点
提案内容	1	基本的な考え方	本業務の理解度、仕様書の内容を踏まえた取組方針が的確 知識・実績に裏付けられた、実現可能な提案内容	15
	2	市民等の意見反映	市民等の意見反映のための具体的な提案 市民等の関心を高めるための効果的な提案	20
	3	本市の現状の理解と施設の方向性	本市の現状や「高砂市文化会館のあり方」を把握 施設の目指すべき方向性を導き出すための具体的な提案	20
業務運営	4	業務の実施工程	業務の工程計画の妥当性、実現可能な工程 具体的な進捗管理の提案	10
	5	業務の実施体制	業務体制の具体性 業務を適切に実施するために必要な知識・経験等を有する職員等の配置体制	10
事業者能力	6	見積もりの妥当性	見積りの内容が明確かつ妥当 見積額のコストパフォーマンス性	10
	7	業務実績	過去の同種業務の実績の内容及び件数 配置予定技術者の資格及びその専門分野の内容	15
	8	プレゼンテーション能力	業務への取組意欲、質疑応答の適格性 業務内容、業務背景、手続の理解、積極性	10